

お客さま各位



電気需給約款（取次用・東北電力エリア版）の変更について

2023年7月1日付で以下の通り、電気需給約款（取次用・東北電力エリア版）の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（取次用・東北電力エリア版 株式会社吉田石油店）新旧対照表

		変更前	変更後	
電気料金メニュー約款（東北電力エリア版）	第10条 電気料金メニュー		第10条 契約種別	
	1. ラブちゃんでんき東北B		1. ラブちゃんでんき東北B	
	(4) 電気料金		(4) 電気料金	
	(a) 基本料金		(a) 基本料金	
	契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭	契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
	契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
	契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
	契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭
	(b) 電力量料金		(b) 電力量料金	
	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 38 銭	120 キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 51 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 06 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 19 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 94 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 07 銭
	2. ラブちゃんでんき東北C		2. ラブちゃんでんき東北C	
	(4) 電気料金		(4) 電気料金	
(a) 基本料金		(a) 基本料金		
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,980 円 00 銭	契約容量 6 キロボルトアンペア	2,217 円 60 銭	
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭	上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 06 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 94 銭

ラブちゃんでんき東北低圧

(4) 電気料金

(a) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,163 円 80 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

夏季料金	契約電力×150 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	15 円 95 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 93 銭
その他季料金	契約電力×150 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	14 円 50 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	21 円 74 銭

別紙 5 燃料費調整

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 19 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 07 銭

3. ラブちゃんでんき東北低圧

(4) 電気料金

(a) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,199 円 69 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

夏季料金	契約電力×150 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	27 円 22 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	40 円 83 銭
その他季料金	契約電力×150 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	25 円 77 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 66 銭

別紙 5 燃料費調整

(1) 平均燃料価格 (平均燃料価格 I、平均燃料価格 II)

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

<p>平均燃料価格=$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格Xは別表に定めるものとします。</p> <p>(a)1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (X円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b)1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用</p>	<p>平均燃料価格 I = $A \times \alpha_I + B \times \beta_I + C \times \gamma_I$</p> <p>平均燃料価格 II = $A \times \alpha_{II}$</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α_I、β_I、γ_I、α_{II}=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)</p> <p>燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格X (X_I、X_{II}) は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 燃料費調整単価 II</p> <p>①1キロリットル当たりの平均燃料価格 I が基準価格X_I円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 I = (X_I円 - 平均燃料価格 I) × (2)の基準単価 I / 1,000</p> <p>②1キロリットル当たりの平均燃料価格 I がX_I円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価 I = (平均燃料価格 I - X_I円) × (2)の基準単価 I / 1,000</p>
---	---

期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
燃料価格	X	31,400
基準単価		22 銭 1 厘

(b) 燃料費調整単価Ⅱ

①1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが基準価格 X_{II} 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅱ} = (X_{II} \text{円} - \text{平均燃料価格Ⅱ}) \times (2) \text{の基準単価Ⅱ} / 1,000$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが X_{II} 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価Ⅱ} = (\text{平均燃料価格Ⅱ} - X_{II} \text{円}) \times (2) \text{の基準単価Ⅱ} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用（燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ）

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格Ⅰおよび平均燃料価格Ⅱによって算定された燃料費調整単価Ⅰおよび燃料費調整単価Ⅱは、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

2. 基準単価

基準単価Ⅰは、平均燃料価格Ⅰが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価Ⅱは、平均燃料価格Ⅱが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整額} &= \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価} \\ \text{燃料費調整単価} &= \text{燃料費調整単価Ⅰ} + \text{燃料費調整単価Ⅱ} \end{aligned}$$

4. 燃料費調整単価等の通知

		<p>当社は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。</p> <p>5. 燃料費調整の見直し</p> <p>当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1" data-bbox="874 768 1437 1402"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2"></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">係数</td> <td colspan="2">α_I</td> <td>0.0259</td> </tr> <tr> <td colspan="2">β_I</td> <td>0.2563</td> </tr> <tr> <td colspan="2">γ_I</td> <td>0.8915</td> </tr> <tr> <td colspan="2">α_{II}</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td rowspan="2">X</td> <td>X_I</td> <td>83,500</td> </tr> <tr> <td>X_{II}</td> <td>79,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準単価</td> <td colspan="2">基準単価 I (1 キロワット時につき)</td> <td>19 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価 II (1 キロワット時につき)</td> <td>1 厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目			値	係数	α_I		0.0259	β_I		0.2563	γ_I		0.8915	α_{II}		1.0000	燃料価格	X	X_I	83,500	X_{II}	79,300	基準単価	基準単価 I (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘	基準単価 II (1 キロワット時につき)		1 厘
項目			値																													
係数	α_I		0.0259																													
	β_I		0.2563																													
	γ_I		0.8915																													
	α_{II}		1.0000																													
燃料価格	X	X_I	83,500																													
		X_{II}	79,300																													
基準単価	基準単価 I (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘																													
	基準単価 II (1 キロワット時につき)		1 厘																													

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : https://www.enexls.ne.jp/info/03_20230701.html